

えびの市企業誘致プロモーション動画制作支援業務委託 仕様書

1 業務名

えびの市企業誘致プロモーション動画制作支援業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

これまで、本市ではえびのインター産業団地にクローズアップしたYouTube動画を制作してきた。

令和8年度は、幅広い視聴者層の獲得を目指し、紙等の既存広報媒体では情報が届きにくい県内外の経営者層に、えびのの魅力や施策を知ってもらい、本市の認知度・魅力度の向上を図ることで、企業の立地を促進する。

本事業では、本市の地域経済の活性化と安定的な雇用機会の拡大を図るために、本市の魅力とともに、えびのインター産業団地の紹介、立地企業へのインタビューや市長トップセールス等を交えたPR動画を制作し、えびの市公式YouTubeチャンネル「えびの市広報」において、定期的に発信することにより、企業誘致や更なる投資の促進を図る。

4 業務内容

受託者は、業務の目的を達成するため、企画提案した内容について発注者と協議し、その意向を反映した上で、次の業務を行うものとする。

(1) 企画支援

- ①制作する動画の構成内容や配信週については、プロポーザルの提案内容を基に市と受託者の双方が提案を行い、両者協議の上で決定する。
- ②受託者は本業務を実施するにあたり、全工程におけるスケジュール管理を行い、本業務に携わるスタッフの作業分担や作業量を把握、管理し、スケジュールの遅れが生じることのないよう適切に対応すること。
- ③受託者は必要に応じて、市とミーティングを行う。ミーティング時に進捗状況を報告するとともに、企画壁打ち支援や台本骨子チェックを行い、動画制作に係る課題や問題が生じた場合には改善提案を行う。

(2) 動画の制作

- ①本業務に係る出演・協力者及び撮影地への交渉や許可申請等本業務遂行に係る調整は全て本市が行う。
- ②市が撮影した15分から30分程度の動画を基に、えびのインター産業団地への企業立地を加速化させる動画と、そのダイジェスト版を制作すること。
- ③1編あたりの動画の尺は、本編動画を10分から15分程度、ダイジェスト版動画を30秒程度にすること。ただし、テーマや演出上の理由がある場合はこの限りではない。

- ④動画の本数は、原則として2週間ごとに本編動画及びダイジェスト版動画それぞれ1本（年間それぞれ22本程度）を制作すること。
- ⑤制作する動画のSNS上での広告展開を見据えて、動画ごとにサムネイルを考案するとともに、アップロード可能で画像・音声等が鮮明に視聴できる仕様にするために適宜字幕(テロップ)を付与し、効果音、簡易アニメーションを挿入するなど、本事業の目的を達成することができるような映像に仕上げること。
- ⑥本業務にて使用する制作物等の制作費には、著作権及び肖像権（以下「著作権等」という。）についての必要な手続き（編集はもとより、納品後の公開（YouTube等へのアップを含む。）にあたる著作権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理）を含むものとする。

（3）動画の効果的な発信

- ①動画は、えびの市公式YouTubeチャンネル「えびの市広報」において公開する。公開は、概ね2週間ごとの配信週の金曜日18時に本市が動画のアップロードを行う。
- ②動画は、インターネット上でも配信可能なデータ形式（MP4形式）とし、動画サイズは、フルHD以上とする。
- ③動画配信に係る調査・分析を、年間を通して行い、市公式アカウントのチャンネル登録者数、動画の視聴回数などの結果をもとに、企画の内容、動画の内容、発信の方法等について、年間を通して改善を図ること。
- ④ 受託者は、本市が将来的に動画制作業務の段階的な内製化を進めることを支援する観点から、撮影技術・編集手法・チャンネル運営ノウハウについて、必要に応じて市職員への技術移転・指導を行うこと。

5 成果物

受託者は、次の成果物を発注者へ提出しなければならない。なお、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合には、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、成果物の差し替えを行うこととする。

- （1）動画の完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- （2）本市の公式YouTubeだけでなく、出演者による内容確認ができるよう、MP4やMOVなど、複数のフォーマットに変換したデータの提出を求めることがある。
- （3）業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を作成し提出すること。

6 成果物の権利関係

- （1）本業務の履行における成果物にかかる所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業及び本市が認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。
- （2）成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引き渡し時に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作物の譲

渡以降、同法第2款に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

7 委託の条件

- (1) 受託者は、本業務を確実に実施・履行する組織体制（制作の体系図、責任者、役割分担等）及び連絡体制を整え示すこと。なお、えびの市公式Y o u T u b eチャンネルにおいて既に制作・使用されているチャンネルブランド素材（CM映像、エンディングカード、キャラクターアニメーション等）のデザイン・演出との一貫性を保ちながら業務を継続できる体制を有すること。
- (2) 受託者は、自社が運営するY o u T u b eチャンネルまたは他社のチャンネル支援において、登録者数1万人以上を達成した実績を有すること。
- (3) 受託者は、物流・運送・製造・倉庫業等のB t o B事業における実務知識を有する者を本業務の責任者または企画担当者として配置し、企業誘致の対象となる経営者層の視点・課題意識を深く理解した上で、訴求力の高いコンテンツを自律的に企画できる体制を整えること。
- (4) 受託者は、市との打ち合わせや現地対応が必要な場合に機動的に対応できるよう、九州エリアに営業拠点または事務所を有すること。ただし、拠点を有しない場合であっても、同等の迅速な対応が可能な体制を整えていることを証明できる場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、動画制作に必要な撮影が可能なスペースを自社内に保有するとともに、照明・カメラ等の機材を自社で保有し、必要に応じて撮影環境を提供できる体制を有すること。これにより、外部スタジオへの依存なく柔軟かつ迅速な制作対応が可能であること。
- (6) 受託者は、本業務の内容及び範囲について、市と十分に打ち合わせを行い、業務を遂行すること。
- (7) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の所有権及び著作権等を侵さないこと。また、第三者との間に所有権及び著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (8) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。
- (9) 受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償する。
- (10) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (11) 本市は、本業務で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット等あらゆる媒体で公表、公開、放送等することができるものとする。また、本市及び本市が認める者が使用するために必要な範囲内において、全部又は一部の編集及び

改変（トリミング等の加工を含む。）や複製を行うことができるものとする。

- (12) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担による、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。
- (13) 受託者は本業務を履行する上で、著作権等や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。

8 その他

- (1) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、定めるものとする。
- (2) 本業務における基本的な仕様は上記のとおりであるが、企画提案書の内容により、受託者との協議の上、一部を変更する場合もある。
- (3) 業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。また、市が提供した資料及び情報等を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。
- (4) 法令、規定等を遵守し、遺漏のないようにすること。またデータの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性に努めること。

参考資料：えびの市公式YouTubeチャンネル「えびの市広報」

タイトル	内容等
九州における物流業界の未来について語る座談会（前編）	えびの市長村岡隆明が物流の2024問題と九州の物流について物流業界のパイオニア達と語る（前編）。
大胆戦略！物流が止まる日…九州を救う『えびの市』の挑戦（後編）	えびの市長村岡隆明が物流2024問題と九州の物流について物流業界のパイオニア達と語る（後編）。
宮崎県えびの市が凄すぎる！市長が語る、えびのインター産業団地	えびの市長村岡隆明が、えびのインター産業団地のポテンシャルとえびの市独自の優遇制度を熱く語る。
本州⇄九州の物流問題に迫る！えびの市産業団地が九州を救う！	えびの市ロジスティクスアドバイザーの荒木協和氏が、九州の物流問題とその解決策を解かりやすく解説する特別セミナー。
人も物流も集まる街『えびの市』のヒミツ対談	えびの市長村岡隆明とえびの市ロジスティクスアドバイザー荒木協和氏が九州の物流とえびの市の現状について語る。
物流拠点に最適な街『えびの市』のヒミツ対談！「みなほ」とは？	えびの市長村岡隆明とえびの市ロジスティクスアドバイザー荒木協和氏が宮崎県とえびの市が実施する優遇措置や多くの卸売業者が集まる魅力について語る。
えびの市産業団地立地第1号！【いもこ豚】直売所 e-pork 誕生	えびのインター産業団地第1号立地企業「株式会社一心商事」の長友社長に立地を決断した経緯やふるさと納税で大人気の「いもこ豚」などについてインタビュー。
えびの市を選んだ理由とは？マルゼングループの戦略公開	県外企業として初めてえびのインター産業団地へ立地した「マルゼングループ協同組合」の古賀代表が、丸善グループの強みやえびの物流センターをハブとした九州物流の再編などについて熱く語る。
【welzo】園芸大手企業が南九州進出の拠点に選んだ理由とは？	園芸用品の取り扱いアイテム数は国内トップクラスを誇る「株式会社welzo」の金尾社長が、2023年に変更した社名への思いやwelzoの新たな取り組みなどについて熱く語る。
物流戦略のカギはえびの市！キシヤが語る進出理由	創業から1世紀を超える九州屈指の総合医療商社である「株式会社キシヤ」の高崎専務が、中核事業であるSPD事業や今後の事業展開などについて熱く語る。
えびの市に完成！八代丸善運輸が描く南九州物流の未来	丸善グループの一員「八代丸善運輸株式会社」の寺口社長が、現在建設中の冷凍冷蔵機能を備えた「えびの第2物流センター」やえびの第2物流センターを拠点とした今後の事業展開などについて熱く語る。
南九州最強のアクセス！実走ルートと倉庫内部を大公開【えびの市】	令和3年4月から分譲を開始した「えびのインター産業団地」を紹介。

タイトル	内容等
新市長も太鼓判！えびのが凄すぎる理由を教えます	令和7年10月に第15代えびの市長に就任した中山義彦が、えびのインター産業団地のポテンシャルとえびの市独自の優遇制度を詳しく紹介。
トラック輸送の常識が変わる？海上輸送×えびの市の実証実験に密着	えびのインター産業団地を中継拠点として実施した、「日用雑貨と酒類・飲料による業界横断型「共同物流」実証実験」に密着。